

問Ⅷ—⑧（法令に基づく事業）

〇〇法に基づく法定検査を行っているが、公益目的事業と認められるでしょうか。

答

1 法令に基づく事業であっても、それだけで直ちに公益目的事業ということにはなりません。

なお、この点に関連しては、認定法と同時に成立した整備法においては、法令に基づく事業を定めた個別の法律の「民法第34条の規定により設立された法人」という規定を、原則として「一般社団法人又は（及び）一般財団法人」と改正していることに留意してください。

2 公益目的事業か否かについては、

A 認定法別表各号のいずれかに該当するかという点と、

B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点
を判断することとなります。（申請者側において、どのような点を記載すればよいのかは、ホームページに「公益目的事業のチェックポイント」の案を掲載していますのでご参照ください。）

（注）公益社団法人とは、一般社団法人のうち公益認定を受けた一般社団法人であり、公益財団法人も同様ですので、1の「一般社団法人」・「一般財団法人」の語には、公益認定を受けた「公益社団法人」・「公益財団法人」の意味も含まれています。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。また、検査の場合の不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものかどうかについては、「公益目的事業のチェックポイント」第2の1の「(1)検査検定」をご参照ください。

（参照条文）

整備法第2章

公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」P39、別紙